

新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、同感染症が政令により「指定感染症」として指定されました。これにより、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となることを踏まえ、本学の対応を以下のとおりお知らせいたします。

1. 学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合

(1) 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」となります。

出席停止の判断の目安

(厚生労働省ホームページ「相談・受診の目安」*より)

- ① 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ② 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ③ 重症化しやすい者※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者

- ④ 上記以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

* 厚生労働省ホームページ(国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

(2) 出席停止の期間

- ・ 上記(1)①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により、出席停止期間は「治癒するまで」となります。
- ・ 上記(1)②~④の場合
保健所等の相談窓口へ相談するとともに、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は治癒するまでとなります。それ以外の場合は症状が治まるまでとなります。

(3) 出席停止により欠席した授業等の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、快復し登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

※ オンライン授業については、体調等に支障が無い場合は、出席停止期間中であっても受講

することは可能。

(4) 罹患等した場合の報告について

新型コロナウイルス感染症に罹患した等、(1) ①～④に該当した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話又は電子メール（登校はしないこと）により、次に掲げる事項について所属部局の事務部に報告してください。

- ① 診断日
- ② 受診した医療機関
- ③ 現在の状況
- ④ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑤ 診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）
- ⑥ 症状が現れた日の2日前以降における本学の関係者との接触の状況（授業等への出席状況を含む。）
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

2. 学生が濃厚接触者等になった場合

(1) 対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づき保健所等が実施する積極的疫学調査の結果、濃厚接触者^{*1}とされた者
- ② 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）により、陽性者と接触したことが確認された者
- ③ 陽性者への聞き取りにおいて、陽性者の接触状況から、濃厚接触者に該当すると思われる者
なお、濃厚接触者の特定にあたっては、別添「濃厚接触者の定義について」を参考に所属部局での聞き取り等により判断します。その判断に基づいて、陽性者から濃厚接触者に該当する者へ今後の対応について連絡してください。
- ④ 上記①～③に準ずる者として部局等の長が部局内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者

(2) 出席停止

上記2.(1)に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」となります。

(3) 出席停止の期間

- ① 上記2.(1) ①, ③及び④に掲げる者

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日の翌日から7日間となります。ただし、当該者の健康状況等によっては必要に応じて延長することがあります。

② 上記2.(1)②に掲げる者

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)により、陽性者と接触したことが最後に確認された日の翌日から7日間となります。

ただし、次に掲げるいずれの要件にも該当する場合は、PCR検査の結果が「陰性」と判明した日までとなります。

- i) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(1.(1)②又は④参照)がないこと
- ii) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)により、陽性者と接触したことが最後に確認された日以前7日間以内に、家族、友人、職場の関係者その他の身近な場所において接した者の中に「新型コロナウイルス感染症に罹患した者」又は「新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(1.(1)②又は④参照)がある者」がいないこと
- iii) PCR検査を受け、その結果が「陰性」であること

(4) 出席停止期間中の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、快復し登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

※ オンライン授業については、体調等に支障が無い場合は、出席停止期間中であっても受講することは可能。

(5) 出席停止中の健康観察

出席停止中は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、発熱、呼吸器症状、倦怠感が現れた場合には、医療機関又は保健所等の相談窓口^{※2}に相談してください。

※1「濃厚接触者」とは、①患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む。)があった者、②適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者、③患者(確定例)の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者、④手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)をいう。

※2「相談窓口」は、北海道、札幌市又は居住地の自治体のホームページを参照のこと。

[参考：北海道のホームページ]

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/koronasoudantoiawase.html>

3. 「罹患等した場合」又は「濃厚接触者等になった場合」以外の事由による出席停止について

上記「1.」及び「2.」以外であっても、学内における感染拡大防止のために、必要と認める期間、出席停止とすることがあります。

(1) 出席停止期間中の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

※ オンライン授業については、体調等に支障が無い場合は、出席停止期間中であっても受講することは可能。

(2) 出席停止中の健康観察

毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、発熱、呼吸器症状、倦怠感等が現れた場合には、医療機関又は保健所等の相談窓口（上記※2）に相談してください。

国立大学法人北海道大学

(2022年2月7日現在)

濃厚接触者の定義について

【本学を含む事業所において、濃厚接触者としてリストアップされる状況】

(前提)

- ① 陽性者と手の触れることのできる距離（約1m以内）
- ② 必要な感染予防策なし（お互いにマスクなし、又は陽性者がマスク着用なし、マスクを正しく着用できていない状態）



①かつ②の状況で、15分以上の「接触があった状態の者」※。

※ 「接触があった状態の者」とは、会話、飲食、喫煙、換気の悪い室内で空間を共有、休憩室で寝具を共有、車に同乗、のうち1つでも該当する者をいう。

（出典：札幌市保健所「接触者のリストアップと対応方法」より抜粋）

(参考) 濃厚接触者とは

感染可能期間（陽性者が発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に陽性者と接触した者のうち、次に該当する者

- ・ 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等から感染の可能性を総合的に判断する）

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より抜粋）